

平成18年8月30日

高知行政評価事務所

東南海・南海地震の防災対策に関する行政評価・監視 一国の行政機関における対策を中心として一 〈評価・監視結果に基づく改善通知〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性(効率性)の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、国の行政機関における地震防災対策の推進を図る観点から、**四国行政評価支局**が平成17年12月から18年8月にかけて、また、**高知行政評価事務所**が平成18年4月から8月にかけて実地に調査した結果に基づき、**関係機関の長に対して平成18年8月30日に改善意見を通知**したものです。

調査の背景と通知事項

調査の背景

◇ 東南海・南海地震は今世紀前半にも発生のおそれ

(※1)

◇ 四国4県における推定被害(朝5時に発生の場合)

(※2)

- ・ 死者数 3,900人~6,400人
【高知県:2,900人~4,900人】
- ・ 建物の全壊棟数
70,600棟~76,700棟
【高知県:50,600棟~55,400棟】

国は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に加え、新たに東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)を制定



指定地方行政機関(※3)は、防災訓練の実施、津波からの防護、避難路の確保等防災対策の一層の充実を図ることが重要

指定地方行政機関及びその下部機関における防災対策の推進を図る観点から、関連施策の実施状況を調査

【調査対象】

四国4県内の19機関

【四国支局】

- ①四国総合通信局、②四国財務局、③香川労働局、④四国経済産業局、⑤四国地方整備局、⑥徳島河川国道事務所、⑦那賀川河川事務所、⑧香川河川国道事務所、⑨四国運輸局、⑩高松空港事務所、⑪高松地方気象台

【高知事務所】

- ①高知労働局、②四国森林管理局、③高知河川国道事務所、④中村河川国道事務所、⑤高知運輸支局、⑥高知空港事務所、⑦高知地方気象台、⑧高知海上保安部

※1 平成13年12月11日開催の中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」報告。

※2 平成15年9月17日開催の中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」(第14回)資料。

※3 災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣が指定する行政機関(指定行政機関)の地方支分部局等であって、内閣総理大臣が指定する地方行政機関。

東南海・南海地震は、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の地域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

通知事項

調査結果に基づき、以下の事項について改善意見を通知

1. 防災体制の整備

(職員の緊急参集及び災害対策本部等の設置、防災訓練の実施、非常用食料等の備蓄)

2. 非常時の通信確保(災害時優先電話の取扱い)

3. 津波からの防護対策の推進

(津波浸水情報の早急な提供、津波発生時の水門等の操作要領等の明定)

4. 庁舎等の耐震対策

通知日：平成18年8月30日

- 高知行政評価事務所長から関係機関の長に対し改善意見を通知
- 同時に、四国行政評価支局長から管内の関係機関の長に対し改善意見を通知

1 防災体制の整備

制度・仕組み

指定地方行政機関には、災害対策基本法、特別措置法に基づき、次の措置を講じることが義務付け

- ① **職員の緊急参集及び災害対策本部等の設置**
的確な応急対策を実施するため、職員の緊急参集や災害対策本部等の設置に関する**具体的な基準**について**明定**すること
- ② **防災訓練の実施**
防災訓練の実施に当たっては**実践的**なものとなるよう工夫すること
- ③ **非常用食料等の備蓄**
自らが行う防災活動のために、必要な**食料・飲料水**等の物資を**備蓄**すること

調査結果

- ① **職員の緊急参集や災害対策本部等の設置の基準が不明確**
 - 職員の緊急参集や災害対策本部等の設置の基準が不明確なもの
3機関：四国財務局、**四国森林管理局**、**高知空港事務所**
 - 災害対策本部等の設置の基準が不明確なもの
3機関：四国総合通信局、四国経済産業局、**高知地方気象台**
- ② **防災訓練の実施が不十分**
 - 地震を想定した防災訓練を実施していないもの
2機関：香川労働局、**四国森林管理局**
 - 勤務時間外の参集訓練を実施していないもの
6機関：四国財務局、**高知労働局**、**高知運輸支局**、**高松空港事務所**、**高知空港事務所**、**高知海上保安部**
 - 時間外の参集訓練は実施しているが、途絶が想定される通常の交通手段により登庁させているもの
2機関：四国総合通信局、高松地方気象台
- ③ **非常用食料等の備蓄が不十分**
 - 災害対策本部要員等のための食料及び飲料水の備蓄を行っていない又は備蓄していないに等しいもの
4機関：香川労働局、**高知労働局**、**四国森林管理局**、**高松空港事務所**
 - 必要量に応じた飲料水の備蓄が行われていないもの
2機関：**高知空港事務所**、**高知地方気象台** 等

※ ゴシック体の機関は、高知行政評価事務所が調査した機関（以下同じ）

通知事項

- ① 地震の震度等による職員の緊急参集や災害対策本部等の設置についての基準を明確に定めるよう検討すること。
- ② 実践的な防災訓練の実施に努めること。
- ③ 必要量を積算した上で、非常用食料等の計画的な備蓄に努めること。

2 非常時の通信確保（災害時優先電話の取扱い）

制度・仕組み

平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成16年10月の新潟県中越地震の発生時において通信回線が不通。災害時の情報通信手段については、NTT等から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するためには、次の措置を講じることが重要

① 災害時優先電話への着信防止のため、電話番号の非公表

災害時優先電話への着信を防ぐため外部に対しては電話番号を公表しないこと

② 確実な回線の接続確保

直通回線でなく構内交換機やビジネスホン網内の回線を災害時優先電話回線とする場合には、確実に接続できる手段を講じておくこと

調査結果

① 災害時優先電話の番号を外部に公表

災害時優先電話の電話番号を電話帳又はインターネット上に公表しているもの

- 職員が常駐し、複数設置されている固定電話の一部の電話について災害時優先電話として指定を受けているが、当該電話番号を公表

9機関：四国総合通信局、香川労働局、**高知労働局**、**四国森林管理局**（森林管理署2か所）、四国経済産業局、**高知河川国道事務所**（出張所1か所）、高松地方気象台、**高知地方気象台**、**高知海上保安部**

- 職員が常駐し、設置されている1本のみ固定電話について災害時優先電話として指定を受けているが、当該電話番号を公表。

しかし、この固定電話の指定を取消す一方で、組織的に保有・配備している携帯電話について新たに災害時優先電話として指定を受けることは可能

2機関：**四国森林管理局**（森林事務所9か所）
中村河川国道事務所（出張所等4か所）

② 接続確認が未実施

確実に接続できるかどうかの確認を行っていないもの

6機関：香川労働局、**高知労働局**、**四国森林管理局**、
香川河川国道事務所、**高知空港事務所**、**高知地方気象台**

等

通知事項

- ① 複数の固定電話の一部について災害時優先電話の指定を受け、その電話番号を公表しているものにあつては、公表を中止する、又は別の電話への指定変更を行うこと。また、設置されている1本のみ固定電話について災害時優先電話の指定を受け、その電話番号を公表しているものにあつては、その指定を取消す一方で、組織的に保有・配備されている携帯電話について新たに指定を受けるなどして、電話番号を非公表とすること。

- ② 早急に接続確認を行うとともに、確認の結果、接続できない場合、確実に接続できるよう所要の措置を講じること。

3 津波からの防護対策の推進

制度・仕組み

我が国においては、三陸地震(昭和8年)、東南海地震(昭和19年)、南海地震(昭和21年)、近年では、日本海中部地震(昭和58年)、北海道南西沖地震(平成5年)による津波被害が発生しており、津波から国土を防御するために防潮堤、水門・陸閘(りくこう)等の整備を推進

① 津波浸水情報の早急な提供が重要

津波が発生した場合の津波浸水区域及び浸水深の予測は、住民が円滑かつ安全に避難するための重要な情報であり、早急な住民に対する情報の提供が重要

② 津波発生時の水門等の操作要領等を明定しておくことは、防災対策上重要

- ・ 津波到達までに水門・樋門・陸閘の閉鎖ができれば浸水範囲の低減や浸水開始時間を遅らせる効果がある(徳島大学の研究結果)
- ・ 津波発生時における操作方法を具体的に明記することが重要

調査結果

① 四国地方整備局では、津波浸水情報の提供の基となる津波遡上氾濫解析を実施中

四国地方整備局は、関係する直轄管理河川について、津波浸水区域及び浸水深の予測のための津波遡上氾濫解析を実施中
一方、徳島県は、県内全域の津波浸水予測図を作成、公表

② 津波発生時の水門等の操作要領等が明定されていない

- 機側操作を行う水門等について、津波発生時の具体的な対応を明記していないもの

1 機関：四国地方整備局

(徳島河川国道事務所)

(那賀川河川事務所)

(高知河川国道事務所)

(中村河川国道事務所)

- 遠隔操作が可能な水門等について、緊急に操作を行うべきか否かの具体的な判断基準が明文化されていないもの

1 機関：四国地方整備局

(徳島河川国道事務所)

(那賀川河川事務所)

(香川河川国道事務所)

(高知河川国道事務所)

(中村河川国道事務所)

等

通知事項

- ① 早急に津波による氾濫予測を完成させ、徳島県が公表している津波浸水予測図との混同や誤解が生じないように同県と協議した上で、住民に対して公表すること。
- ② 津波遡上が予想される区間内にある水門等について、機側操作のみの水門等は、操作人の安全確保のため、津波警報、大津波警報発令時には避難することを操作要領等に明記すること。また、遠隔操作が可能な水門等については、緊急に操作を行うべきか否かの判断基準を早期に策定すること。 等

4 庁舎等の耐震対策

制度・仕組み

国及び地方公共団体は、既存建築物の耐震診断、耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとされている（防災基本計画）。

① 耐震診断の実施

一般会計所属施設については、四国地方整備局が実施

特別会計所属施設については、施設を管理する機関が実施

② 耐震改修計画の策定

耐震診断の結果、耐震安全性が不足すると判断された場合には、耐震改修等必要な措置

調査結果

① 耐震診断が未実施

○ 一般会計所属施設

構造体 : 159棟すべて耐震診断終了

建築非構造部材 : 145棟中99棟 (68.3%) 耐震診断終了、46棟 (31.7%) 未診断

建築設備 : 146棟中98棟 (67.1%) 耐震診断終了、48棟 (32.9%) 未診断

※ 構造体とは、基礎、壁、はり等構造耐力上の主要部分

建築非構造部材とは、外壁タイル、天井材等

建築設備とは、建物の中の空調、給排水衛生、電気設備

○ 特別会計所属施設

香川労働局管内の公共職業安定所、労働基準監督署のうち、耐震診断の必要な6所・署すべてが耐震診断を未実施

〔 坂出公共職業安定所、観音寺公共職業安定所、さぬき公共職業安定所
丸亀労働基準監督署、坂出労働基準監督署、観音寺労働基準監督署 〕

② 改修計画が未策定

○ 耐震診断の結果、改修が必要であるとされているが、具体的な改修計画等が未策定

高知港湾合同庁舎（高知運輸支局、高知海上保安部）

等

なお、四国森林管理局は、耐震診断の実施が必要とされる施設であるが、林野庁において全国の森林管理局の耐震診断を順次実施することとしているため、現時点では、耐震診断が未実施

通知事項

① 一般会計所属施設で、建築設備等の診断が終了していない施設について、速やかな耐震診断の実施に努めること。

② 特別会計所属施設で、耐震診断を実施していないものについて、計画的な耐震診断の実施に努めること。

③ 耐震診断の結果、耐震性が十分でなく、具体的な改修計画を策定していない施設については、必要に応じて四国地方整備局と協議の上、改修計画の具体化に努めること。

等

【本件連絡先】

総務省 高知行政評価事務所

事務所長 : 藤本 貞夫
評価監視官 : 井原 俊秀
評価監視調査官 : 藤澤 裕之

TEL 088-824-4100

FAX 088-824-4194